

国の重点支援地方交付金活用事業 「あいおい生活応援商品券」実施要領

相生市・相生商工会議所

1 発行の目的 物価高騰の影響を受けている市民の家計支援及び事業者の経営支援を目的に、消費喚起による地域経済の活性化を図ります。

2 名 称 『あいおい生活応援商品券』

3 商品券の概要

(1) 対象者：令和8年1月1日時点において、市内に住民票を有する者。

(2) 金額・券種等：商品券 1組10,000円を相生市民に郵送します。商品券の額面は、1,000円とし、市内経済の均衡な活性化を考慮し、全店共通券：1,000円券6枚、中小規模店専用券：1,000円券4枚の10枚綴とする。

a) 「全店共通券」6枚のみが使用できる店舗等

相生市内で大規模小売店舗立地法による建物内の店舗面積1,000m²を超える店舗。

但し、店舗面積1,000m²を超えないテナントは除く。

b) 「全店共通券」「中小規模店専用券」のすべてが使用できる店舗等

上記a)の大型店(店舗面積1,000m²超)を除いた店舗、及び医療関係事業所

(3) 使用期間：令和8年3月9日（月）から令和8年5月31日（日）まで

(4) 商品券の使用：商品券は発行された本人・ご家族または代理人に限り使用が可能です。

交換・譲渡はできません。また、ご使用にあたって、おつりは出せません。

4 登録店について

(1) 登録店要件：市内に店舗等を有する事業所（小売業、飲食業、サービス提供等を行う市内店舗・事業所（医療等を含む）で、取り扱いを希望し、次号のいずれかに該当する事業所を除き、相生市又は相生商工会議所が適当であると認めた事業所とする。

【商品券が使用できないもの】

・切手、商品券、プリペイドカード等、換金性の高いもの。風俗営業等（下記に記載）、不動産、事業活動のための仕入れ商品、国税、地方税、使用料等の公租・公課、その他この事業の目的にそぐわないもの

【対象外となる店舗・事業所】

- ①風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業および食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③相生市の入札停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条または、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

(2) 登録手数料：登録および登録店名簿掲載手数料は無料とする。

(3) 取扱申込：商品券取扱店の登録を希望する事業者は、①取扱申込書②口座登録届出書③通帳のコピー（表紙と表紙を開いた1ページ目の見開き）を令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）の間に相生商工会議所へ提出して行うものとします。（口座登録届出書の金融機関名・支店名・口座名義人には必ずフリガナを記入すること）
取扱店の登録は、1月30日（金）に一旦締め切り、締め切り以降も2月27日（金）まで募集を継続し、申し込みを受付します。

(4) 取扱店の公表：

- ①1月30日（金）までに登録申し込みのあった事業所については、取扱店一覧表を作成し、広報あいおい3月号で配布します。
- ②1月31日（土）以降に取扱店の申込をされた登録店は、相生市・相生商工会議所のHPにより随時周知を行います。

(5) 商品券の換金：

「換金申込書」に必要事項を記入し、かつ全ての使用済み商品券の裏面に取扱店名を記入した上で、下記換金日に相生商工会議所までご持参ください。枚数確認後、換金申込書の控えをお渡しし、後日指定の口座に振込します。振込は換金日より一週間程度かかります。振込手数料は相生商工会議所が負担します。

(6) 換 金 日：

a) 挿金額が1万円以上のみ

令和8年3月から令和8年6月までの下表記載の火曜日(3月31日、5月5日、6月2日を除く)

●換金額1万円以上の換金日一覧

3月	17日(火)・24日(火)
4月	7日(火)・14日(火)・21日(火)・28日(火)
5月	12日(火)・19日(火)・26日(火)

b) 揿金額すべて（1万円未満含む）

6月	9日(火)・最終日 16日(火)
----	------------------

※お持込の枚数が多い場合、当日の換金の状況によっては、商品券をお預かりし、計数後にご連絡をさせていただく場合があります。

c) その他の注意

- ①換金時間は換金日の9:00～16:30の間とする。
- ②換金の際は「換金申込書」を記入の上、商品券と一緒に相生商工会議所まで提出のこと。その際、換金申込書の事業所名は、取扱申込書に記載の事業所名と同一とすること。